

道路メンテナンスに関する動向

国土交通省
九州地方整備局

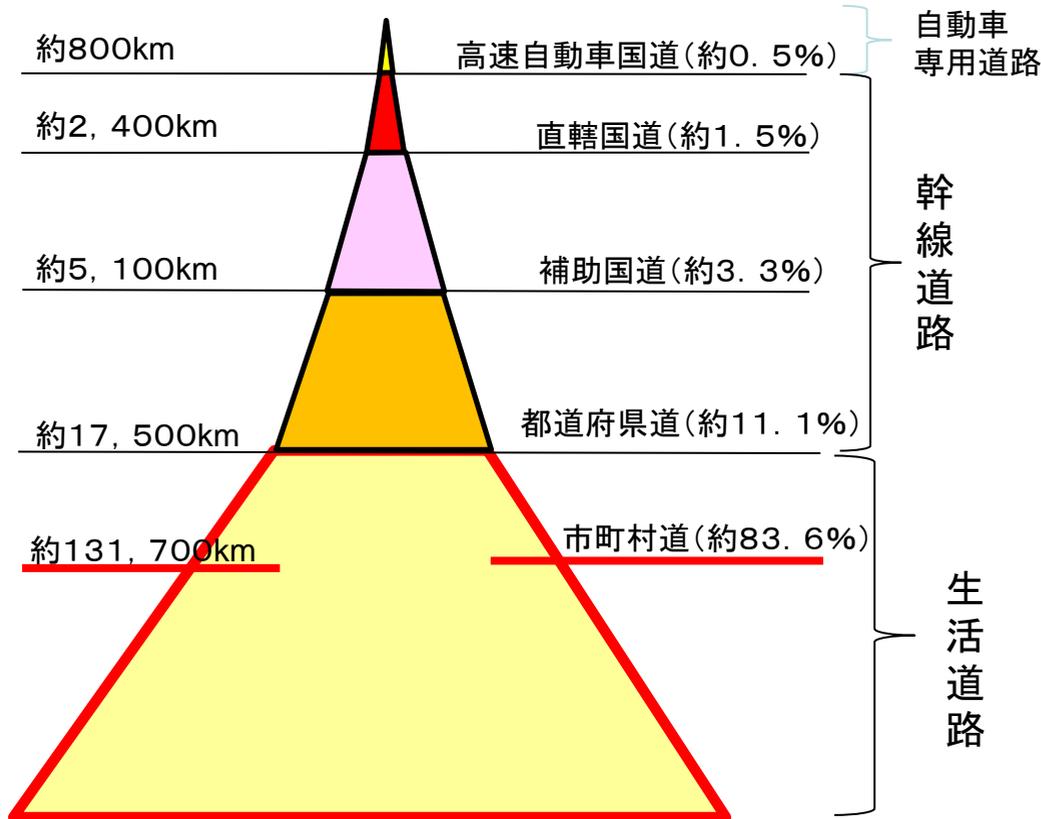
管理者別の道路延長と橋梁およびトンネル数(九州)

九州においては、道路橋が約10万橋、道路トンネルは約1,700本存在。

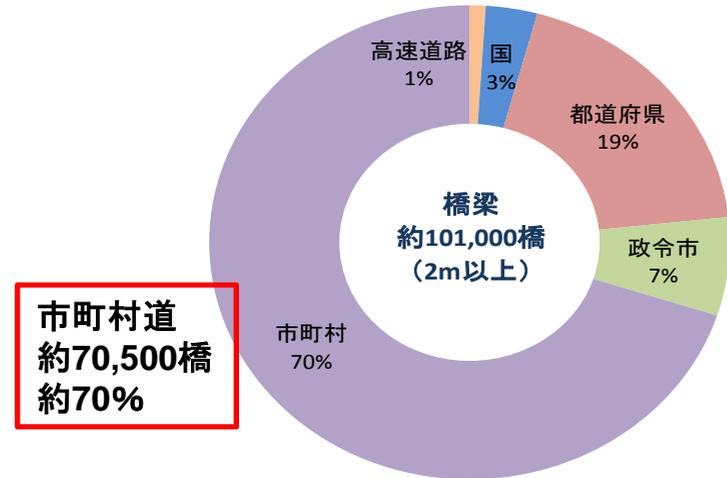
このうち、約10万橋の橋梁の約7割にあたる約7万橋が市町村道。(平成25年4月現在)

■管理者別の道路種別と橋梁数(九州)

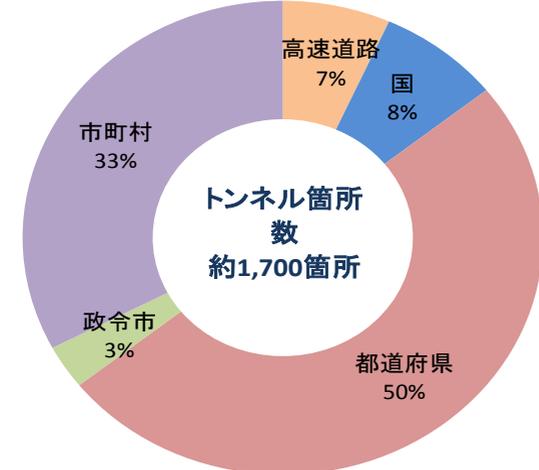
【道路種別と延長割合】



【道路管理者別橋梁数】



【道路管理者別トンネル数】



合計 約157,500km(100%)

九州における橋梁の現況(橋長2m以上)

■建設後50年以上の橋梁箇所数の増加(県別データ)

H25年4月現在

県名	橋梁							
	施設数	建設年次が判明してる施設数	建設後50年以上の施設数					
			H25.4現在	割合	10年後	割合	20年後	割合
福岡	28,534	15,146	2,845	19%	6,313	42%	10,269	68%
佐賀	12,136	6,356	1,103	17%	2,679	42%	4,151	65%
長崎	9,877	5,375	1,059	20%	2,298	43%	3,481	65%
熊本	19,676	11,415	1,673	15%	4,563	40%	7,780	68%
大分	10,705	7,523	1,644	22%	3,365	45%	4,750	63%
宮崎	9,374	6,362	927	15%	2,508	39%	4,193	66%
鹿児島	10,405	8,325	1,922	23%	3,916	47%	5,686	68%
九州全体	100,707	60,502	11,173	18%	25,642	42%	40,310	67%

注)・平均年齢は、建設年次が把握されている約6万橋の平均
 ・建設年次が「明治以前」となる施設は「1867年開通(明治元年=1968年)」として整理

九州におけるトンネルの現況

■建設後50年以上のトンネル箇所数の増加(県別データ)

H25年4月現在

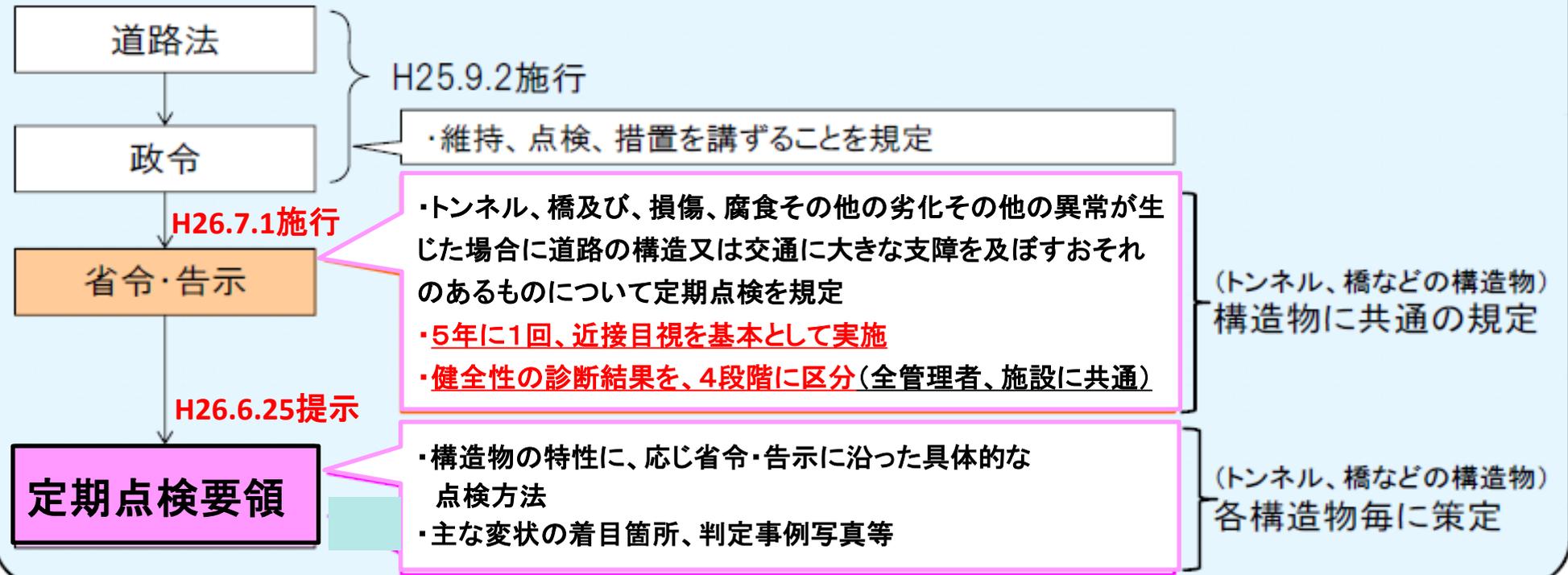
県名	トンネル							
	施設数	建設年次が判明してる施設数	建設後50年以上の施設数					
			H25.4現在	割合	10年後	割合	20年後	割合
福岡	152	150	40	27%	64	43%	85	57%
佐賀	43	43	4	9%	9	21%	14	33%
長崎	252	250	37	15%	57	23%	90	36%
熊本	274	272	63	23%	95	35%	138	51%
大分	561	528	150	28%	249	47%	319	60%
宮崎	223	222	57	26%	83	37%	96	43%
鹿児島	170	159	19	12%	37	23%	51	32%
九州全体	1,675	1,624	370	23%	594	37%	793	49%

注)・建設年次が把握されている1,624箇所を整理
 ・建設年次が「明治以前」となる施設は「1867年開通(明治元年=1867年)」として整理

点検に関する法令関係

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 市町村における円滑な点検実施のため、点検方法、主な変状着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)

法令・定期点検基準の体系



道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○ トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7] : ジェットファン、照明等

○ 道路ストックの集中点検実施[H25.2~] : 第三者被害防止の観点から安全性を確認

○ 道路法の改正[H25.6] : 点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○ 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31] : 5年に1回、近接目視による点検

○ 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[H26.4.14]

○ 道路メンテナンス会議 設立[H26.4~] : 地方公共団体の取組みに対する体制支援

○ 定期点検要領 通知[H26.6.25] : 円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1] : 5年に1回、近接目視による点検開始

3

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1] : 5年に1回、近接目視による点検開始

定期点検要領の策定

○ 省令では、「トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの」について、近接目視により、五年に一回の頻度を基本として点検する旨、規定。

○今回、省令に基づき点検する施設として、道路トンネル、道路橋、シェッド・大型カルバート、横断歩道橋・門型標識について、「定期点検要領」を策定。

1. 道路トンネル

トンネル本土工及びトンネル内に設置されている附属物を取り付けるための金属類や、アンカー等（「道路トンネル」）。

2. 道路橋

橋長2.0m以上の橋、高架の道路等（「道路橋」）。

3. シェッド、大型カルバート等

ロックシェッド、スノーシェッド、大型カルバート等（「シェッド、大型カルバート等」）において重要性を鑑み定期点検が必要なもの。

大型カルバートは、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートを想定。

4. 横断歩道橋

横断歩道橋

5. 門型標識等

大型の道路標識及び道路情報提供装置（「門型標識等」）。

門型標識等とは、門型式（オーバーヘッド式）の道路標識、道路情報提供装置（収集装置含む）を想定

近接目視の必要性(その1)

■遠望目視では死角が生じてしまう

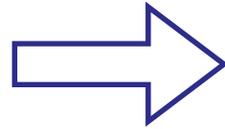


■ボルトのゆるみ・脱落は遠望目視では発見不可能

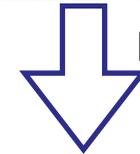


近接目視の必要性(その2)

- 遠望目視では変色部は確認できるが、うき等の有無を確認することは困難



変色部の
打音検査



PCケーブル下面の空隙発見
(PCケーブルの腐食が要因)

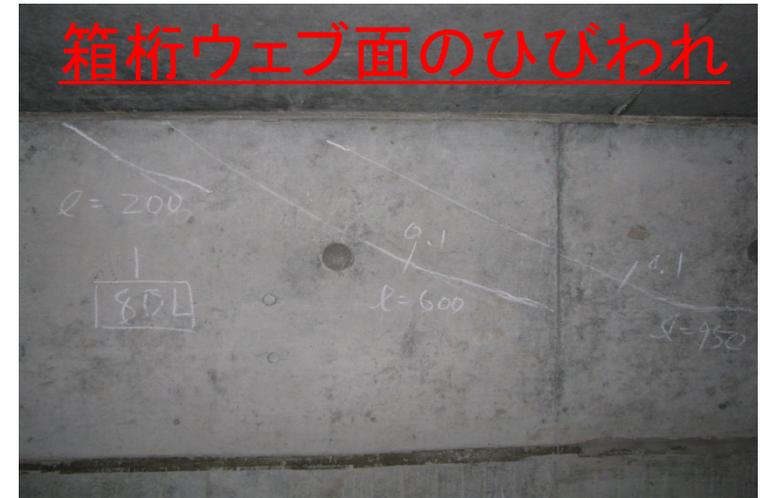
変色部を確認した際、近接目視であれば、触診や打音検査を併用することによって正確な診断を行うことが可能



全数点検を行う必要性

■旭高架橋ランプ部(国道6号茨城県日立市)

架設:2008(平成20)年 損傷確認:2010(平成22)年 (2歳)



■石田大橋(上り)(国道20号東京都国立市)

架設:2007(平成19)年 損傷確認:2008(平成20)年 (1歳)



箱桁内主桁の防食機能の劣化



新しい点検要領に沿って点検を開始する地方公共団体における 橋梁定期点検の優先順位の考え方(案)

	対 象	備 考
<p>最優先</p> <p>建設後年数や点検記録の有無によらず、直ちに点検に着手すべきもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路を跨ぐ<u>跨道橋</u> / <u>跨線橋</u> ・緊急輸送道路を構成する橋梁 ・既往損傷がある、著しい損傷がある等、<u>緊急的に点検が必要な橋梁</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路を跨ぐ跨道橋及び跨線橋については、高速道路会社及び鉄道事業者との調整が必要なことから、直ちに協議等に着手する ・市町村は緊急輸送道路を構成する橋梁の点検に初年度から着手する
<p>優先度高</p> <p>地域の実情に応じて優先的に点検に着手すべきもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>主要幹線道路</u>(注)を構成する橋梁 ・<u>建設後相当年数</u>(築約50年以上)経過している橋梁 ・<u>建設年次不明および建設後一度も点検していない橋梁</u> ・<u>重交通が多いことや環境状況が厳しい等早期に点検が必要な橋梁</u> 	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・その他上記以外の道路 	

(注)主として、地方生活圏および主要な都市圏域の骨格を構成する道路、地方生活圏相互を連絡する道路や主要地方道(緊急輸送道路を除く)など、道路管理者の判断による

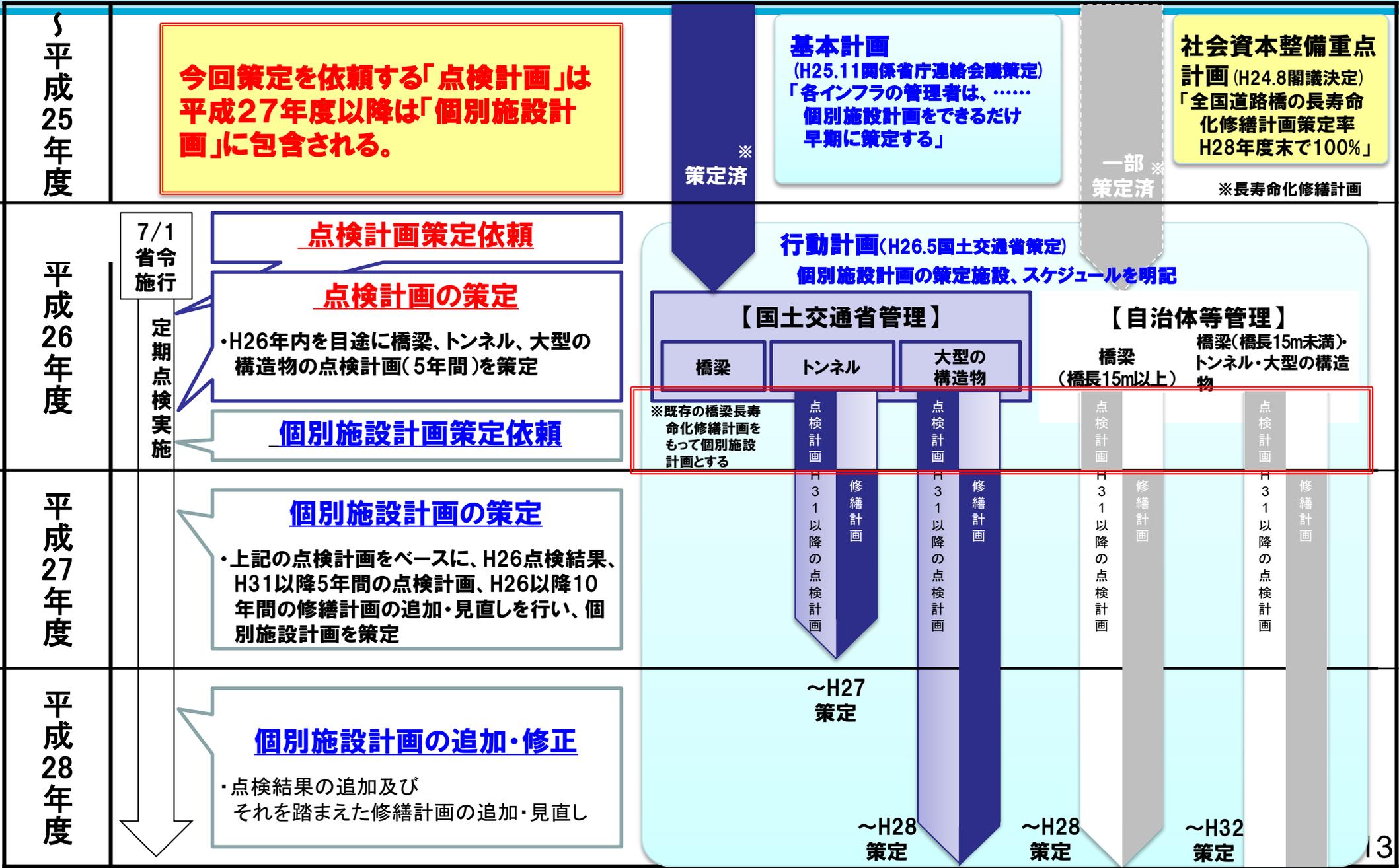
5箇年の点検計画(例:橋梁)

- ・橋梁を例として考える。
- ・管理橋梁数100橋である場合、5箇年で点検サイクルを回すとすれば、年間平均20橋の点検が必要。
- ・H26年度に点検を行わなかった場合、残りの4年度に割り振る。
- ・なるべく年度毎の平準化を図り、H30年度までには管理橋梁全ての1巡目点検を完了させる。
- ・その他の構造物においても、同様に点検計画を立てる。

	全橋梁数	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
例1	100	20	20	20	20	20
例2	100	0	25	25	25	25



点検計画について（インフラ長寿命化計画との関連）



道路橋、道路トンネルにおいて、地方公共団体等が積算を行う際の参考となる積算資料(暫定版)について

[留意点]

- 本積算資料(暫定版)は、建設コンサルタント等への一定条件下(幅員、橋長等)での調査結果であり、条件が著しく異なる場合は、適宜考慮するものとする。
- 本積算資料(暫定版)は、国の積算基準体系を基本としたものであり、地方公共団体の積算基準の体系と相違があることに留意すること。
- 定期点検要領に基づく定期点検は、現時点では、直轄での実績しかないことから、建設コンサルタント等へ調査を実施し、その結果を、「地方公共団体等が積算を行う際の参考となる積算資料」としてとりまとめたものであり、今後の定期点検の実績に応じて、積算資料の見直しを検討するため、暫定版としている。
- 本積算資料(暫定版)の使用については各道路管理者において判断頂きたい。

九州地整における橋梁定期点検状況(これまでの実績)

①点検の実施状況

・直轄国道の橋梁では、原則2日に1回の巡回と平成15年度より原則5年に1回の定期点検(近接目視)で、橋梁の健全性を確認しています。

点検状況

(パトロール車による巡回)



(点検車による定期点検)



定期点検の進捗状況(年度別の実績と計画)

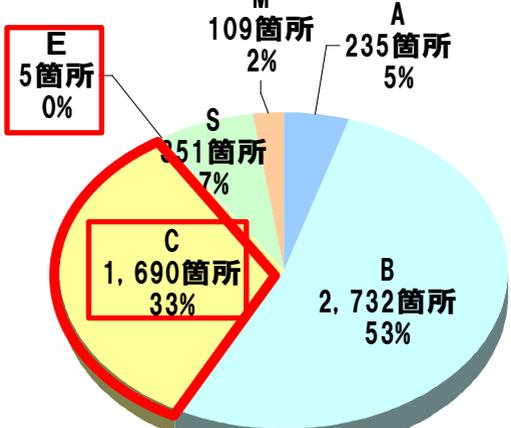
	実績										計画					
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	...
点検橋梁箇所数	364	246	240	395	537	709	1,034	506	552	552	827	777	500	552	538	...
累計橋梁箇所数	364	610	850	1,245	1,782	2,491	3,525	4,031	4,583	5,135	5,962	6,739	7,239	7,791	8,329	...

②点検による診断結果

・平成25年4月1日現在の診断では、33%(1,690箇所)の橋梁が、速やかに補修等を実施する必要があるC判定、緊急対応の必要があるE判定と判定されています。

対策区分別の橋梁箇所割合

(診断橋梁数:5,122橋)



(平成25年4月1日現在)

対策区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。※1
E	橋梁構造の安全性等の観点から、緊急対応の必要がある。
S	詳細調査の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。

※1 速やかに補修とは、次回点検までに補修等される必要があると判断できる状態をいう。

健全性の診断に置き換えると

- ・「C」→ II or III
- ・「E」→ IV

3割以上は措置が必要

注)・H24年度に点検はおこなったが、診断していない橋梁が13橋あるため、①点検の実施状況と②点検による診断結果の橋数は整合しない。

◆『道路メンテナンス会議』について

地方公共団体の三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)に対して、国が各都道府県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整するため、『道路メンテナンス会議』を設置

現状の問題点

・地方公共団体における三つの課題(人不足・技術力不足・予算不足)により、点検が進まない、点検結果の妥当性が確認できない、適切な修繕等が実施できない。

新たな対応案

・国が各都道府県と連携し、『道路メンテナンス会議』を設置する。

〈体制〉

都道府県毎に以下の構成員により設置

- ・地方整備局(直轄事務所) ・地方公共団体(都道府県、市町村) ・道路公社
- ・高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速、指定都市高速等)

〈役割〉

- ① 研修・基準類の説明会等の調整
- ② 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
- ③ 点検・措置状況の集約・評価・公表
- ④ 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
- ⑤ 技術的な相談対応



宮崎県道路メンテナンス会議の状況

『第1回 道路メンテナンス会議』の開催状況

H26. 6. 30 福岡県道路メンテナンス会議

名 称	開催日
福岡県道路メンテナンス会議 (会長：福岡国道事務所長)	6月30日
佐賀県道路メンテナンス会議 (会長：佐賀国道事務所長)	5月30日
長崎県道路メンテナンス会議 (会長：長崎河川国道事務所長)	5月28日
熊本県道路メンテナンス会議 (会長：熊本河川国道事務所長)	5月29日
大分県道路メンテナンス会議 (会長：大分河川国道事務所長)	5月26日
宮崎県道路メンテナンス会議 (会長：宮崎河川国道事務所長)	5月28日
鹿児島県道路メンテナンス会議 (会長：鹿児島国道事務所長)	5月29日



* H26. 7. 1時点

「包括協議」とは

●道路管理者の点検計画に基づいた点検実施希望情報を各県毎・鉄道事業者毎にとりまとめ、九州管内の各鉄道事業者に対して、国より一括して事前協議を行うことを想定。

(橋梁毎の基礎資料により、鉄道管理者側の協議先、委託内容などを調整・確認)

○個別の委託協定については、詳細条件(点検時期、委託額 等)を提示して、各道路管理者において実施することを想定。

個別点検データ様式に追加する事項

跨線橋下の管理者及び位置情報							鉄道管理者への委託内容	仮設内容等
跨線橋下の管理者			跨線橋下の路線情報		最寄駅間			足場・軌陸車・点検車・その他 ()
会社名 (JR等)	支社名	保線区名	路線区別	路線名	上り駅	下り駅		
JR九州		博多保線区	在来線	鹿児島本線	九産大前駅	香椎駅	<ul style="list-style-type: none"> ・足場のみ ・点検含め全て ・委託なし 	
西日本鉄道			在来線	貝塚線	西鉄香椎駅	香椎花園前駅		

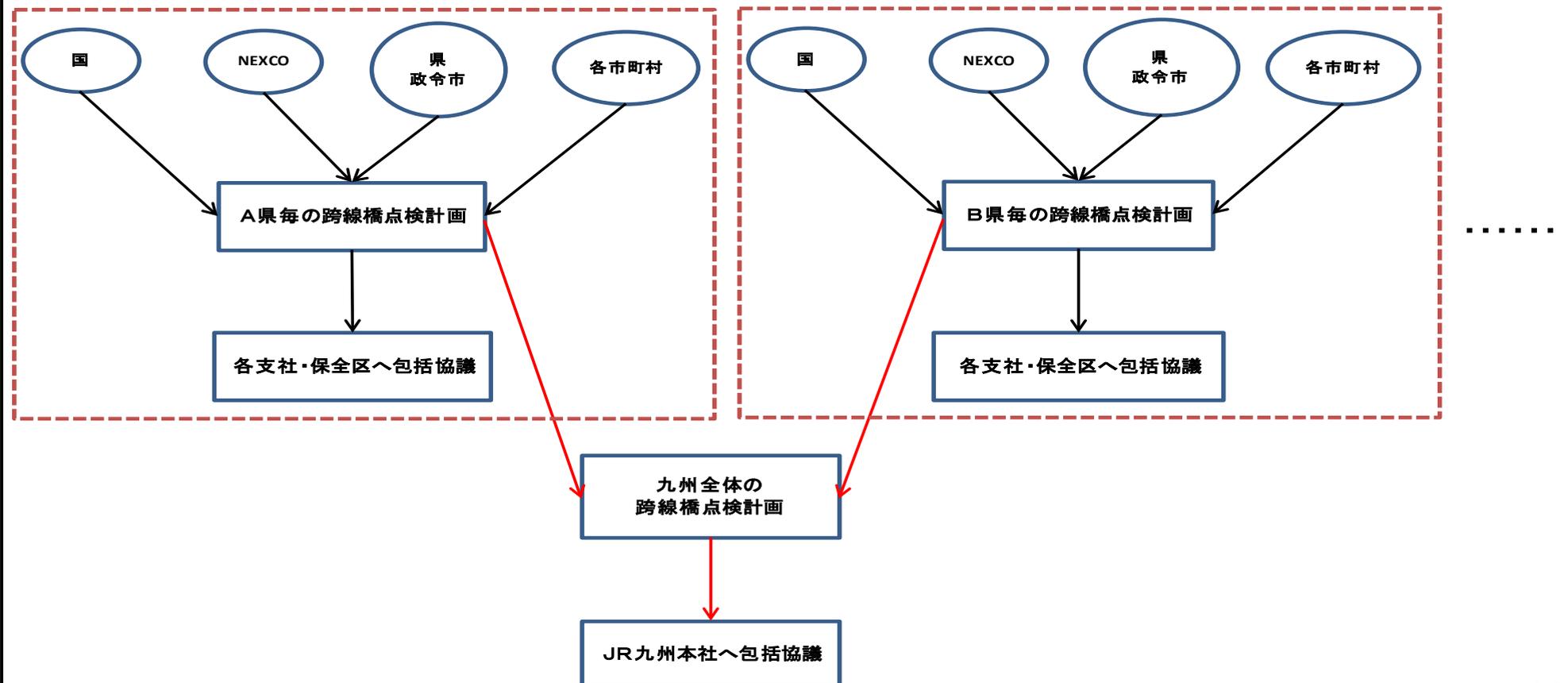
跨線橋包括協議（イメージ図）

●跨線橋に関する包括協議イメージ

●各道路管理者において、H26年12月末を目標に橋梁の点検計画（5ヶ年分）を策定中



●うち、跨線橋のみを抽出し、各県道路メンテナンス会議にてとりまとめ **点検計画（5ヶ年分）**



○本年9月より全国3橋梁について直轄診断を試行的に実施

平成26年9月17日
記者発表

地方公共団体管理の老朽橋梁に 「道路メンテナンス技術集団」を派遣します ～全国3橋梁で直轄診断を試行～

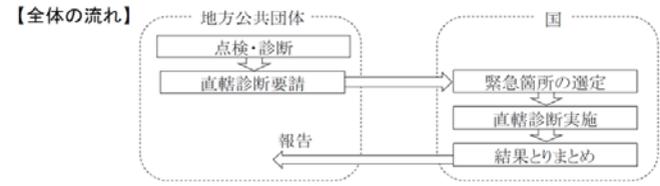
道路の老朽化対策に関しては、多くの施設を管理している地方公共団体に対して、財政面、技術面等でこれまで以上の支援が求められています。

そこで、国土交通省では、地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い下記の3橋梁について直轄診断[※]を試行的に実施することとしましたので、お知らせ致します。

橋梁名	市町村名	直轄診断実施主体
三島大橋	三島町 (福島県)	東北地方整備局
大前橋	嬭恋村 (群馬県)	関東地方整備局
大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	四国地方整備局

・各橋梁の内容については、別添をご覧ください。
・現地作業の実施日については、後日、各地方整備局より発表させていただきます。

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理するという原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。



【資料】 別添：今年度実施箇所

＜問い合わせ先＞
道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 田中 倫英
代表 03-5253-8111 (内線 37813) 直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：http://www.mlit.go.jp）にも掲載しています。

【別添】直轄診断実施箇所

県名	町村名	路線名	橋梁名	建設年	延長(m)	緊急性・高度な技術力の必要性 (町村での点検結果より)
福島県	みしままち 三島町	町道 みやしたないり 宮下名入線	みしまおほし 三島大橋	昭和50年	131	大規模アーチ橋で多数のボルト破壊が進行しており、早急に全てのボルト交換が必要
群馬県	つまごいむら 嬭恋村	村道 おおまえほそばら 大前細原線	おおまえほし 大前橋	昭和33年	73	建設後50年以上が経過した施工方法等の詳細が不明なコンクリート橋であり、主桁等に大きな損傷が見られる
高知県	によどがわらう 仁淀川町	町道 によどあがわ 仁淀吾川線	おおど おおほし 大渡ダム大橋	昭和58年	444	高度な専門技術が求められる吊り橋で、健全性に大きな影響をもつ主桁接合部などで損傷が散見

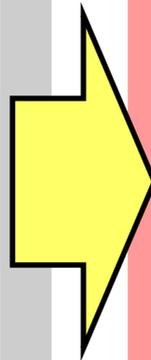


【H25年度講習会（実績）】

①橋梁の日常管理・長寿命化修繕計画に関する技術講習会

（福岡・佐賀・長崎）（大分・宮崎）（熊本・鹿児島）に分け開催
〈1日間、佐賀・宮崎・鹿児島〉

対 象：自治体職員
参加人数：160人（実績）
目 的：橋梁の日常管理、橋梁損傷・診断・補修事例等に関する講習会
講 師：直轄職員（本局）等

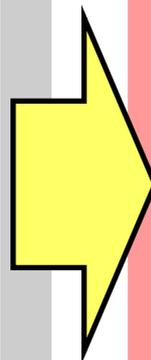


【H26年度研修（計画）】

①メンテナンス研修

〈2～3日間、各県で開催〉

対 象：自治体職員
予定人数：各会場40名程度
時 期：9月～1月
目 的：橋梁・トンネルに係る
発注者としての最低限の知識、技能の習得を旨とした研修
講 師：直轄職員等



②橋梁技術支援セミナー

〈3日間、福岡市〉

対 象：自治体職員及び直轄職員
参加人数：69名（実績）
目 的：橋梁点検・診断技術の習得、橋梁損傷及び補修等の維持管理に係わる専門知識の習得
講 師：大学教授、国総研及び土研職員、直轄職員等

②点検エキスパート研修

〈3～5日間、九州技術事務所〉

対 象：自治体職員及び直轄職員
予定人数：120名程度
時 期：9月～12月
目 的：橋梁、トンネルに係る点検・診断技術の習得、損傷等の**維持管理に係わる専門知識の習得**
講 師：国総研及び土研職員、直轄職員等

点検エキスパート(道路構造物管理実務者)研修

◆研修等

(1)点検エキスパート(道路構造物管理実務者研修)(九州技術事務所)(H26年度)

研修名	対象者(人)		実施時期	講師	研修方法
	地整	自治体			
(橋梁初級 I)	10	25	9月29日～10月3日	国総研、土研、職員等	座学、現場
(トンネル)	18	11	11月12日～11月14日	国総研、土研、職員等	座学、現場

※ 直轄職員受講者は係長クラス。

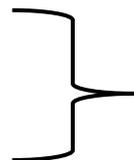
◎本研修は、「道路法施行規則第4条5の2に規定する構造物の定期点検に関して、最低限必要な知識と技能を習得する」ことを目的としています。

(なお、最終的にどのような者に定期点検を行わせるのかについては、各道路管理者の判断となります)

(2)メンテナンス研修(H26年度)

昨年度まで九州を3ブロックに分け実施していた、橋梁技術講習会(1日)に代わり、各県毎に出前研修を開催予定。

- ・橋梁初級 I
- ・トンネル



受講者は自治体職員、(整備局職員) 各研修とも2日間
実施時期は別紙(H26年度メンテナンス研修スケジュール)のとおり
講師は整備局職員等

平成26年度メンテナンス研修 実施スケジュール

開催県等				開催会場		主な受講対象者	実施予定日等		
							道路関連研修		
				住所	収容人数				
						橋梁初級		トンネル初級	
						2日間		2日間	
福岡南部	福岡県	対象市町村数	60	福岡県吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町13-50	40~300 (会議室複数)	福岡県職員 福岡県内市町村職員 (福岡市含む)	9/18(木)~9/19(金)	10/9(木)
福岡北部	北九州市	対象市町村数	60	職員研修所	北九州市八幡東区尾倉二丁目6-1	100	福岡県職員(福岡北部を主) 福岡県内市町村職員(福岡北部を主)	9/10(水)~9/11(木)	12/9(火)~12/10(水)
佐賀県		市町村数	20	県庁会議室 新行政棟11f大会議室	佐賀市城内1丁目1-59	100	佐賀県職員 佐賀県内市町村職員	10/16(木)~10/17(金)	1/15(木)~1/16(金)
熊本県		市町村数	44	熊本県建設技術センター	熊本県熊本市南区城南町舞原東194番地	120	熊本県職員 熊本県内市町村職員 (熊本市含む)	11/20(木)~11/21(金)	11/27(木)~11/28(金)
長崎県		市町村数	21	出島交流会館2F会議室	長崎市出島町2-11	-	長崎県職員 長崎県内市町村職員	12/2(火)~12/3(水)	11/18(火)~11/19(水)
大分県		市町村数	18	県庁・土地改良会館	大分県大分市城崎町2丁目2-25	100	大分県職員 大分県内市町村職員	10/7(火)~10/8(水)	10/21(火)~10/22(水)
宮崎県		市町村数	26	宮崎県建設技術センター	宮崎市清武町今泉丙2559-1	60	宮崎県職員 宮崎県内市町村職員	11/5(水)	11/25(火)~11/26(水)
鹿児島県		市町村数	43	鹿児島県自治研修センター	鹿児島市宮之浦町870-1	30~50	鹿児島県職員 鹿児島県内市町村職員	1/26(月)~1/27(火)	11/6(木)~11/7(金)

第4章2. (7)

施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に評価するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

業務委託先企業においては、点検・診断作業を確実に実施し、点検・診断、設計及び修繕等の業務を適切に履行できる技術者・技能者の育成が重要であり、そのための資格制度の確立・活用を図るべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。

《資格制度に係る提言》

- ・点検や診断に関する資格制度の確立を図る。
- ・現在、様々な民間及び大学機関において、維持管理に関する研修・資格認定が行われているが、これら民間資格の活用あるいは新たに必要な資格について検討を行う。
- ・加えて、例えば、これらの資格を公的に評価する機関を設置し、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とその活用のあり方について検討する。

社整審 メンテナンス戦略小委員会
第10回資料より 抜粋

○国家資格

- ・メンテナンスに関連する国家資格としては技術士等がある。

○民間資格

- ・メンテナンスに主眼をおいた、あるいは含まれる資格が普及している。(下表)

＜メンテナンスに関連する既存民間資格の例＞

資格名称	資格運営主体	登録人数(調査年)
コンクリート診断士	(公社)日本コンクリート工学会	9940人(H25)
土木鋼構造診断士	(一社)日本構造協会	415人(H25)
コンクリート構造診断士	(公社)プレストレストコンクリート工学会	746人(H25)
一級、二級構造物診断士	(一社)日本構造物診断技術協会	一級:206人 二級:134人(H22)
海洋・港湾構造物維持管理士	(一財)沿岸技術研究センター	313人(H25)
道路橋点検士	(一社)橋梁調査会	- ※H26から運用開始
社会基盤メンテナンスエキスパート	岐阜大学 社会資本アセットマネジメント技術センター	172人(H24)
地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	4,065人(H23)
RCCM	(一社)建設コンサルタンツ協会	46633人(H25) ※全分野計
土木学会認定技術者	(公社)土木学会	3346(H21) ※全コース計

資格制度の検討対象とする業務範囲等（資格制度の確立③）

◆対象業務の例（トンネル点検業務）

【近接目視によるひび割れ探査①】



【ハンマーによる打音検査①】



【トンネル内附属物（照明等）の点検①】



【近接目視によるひび割れ探査②】



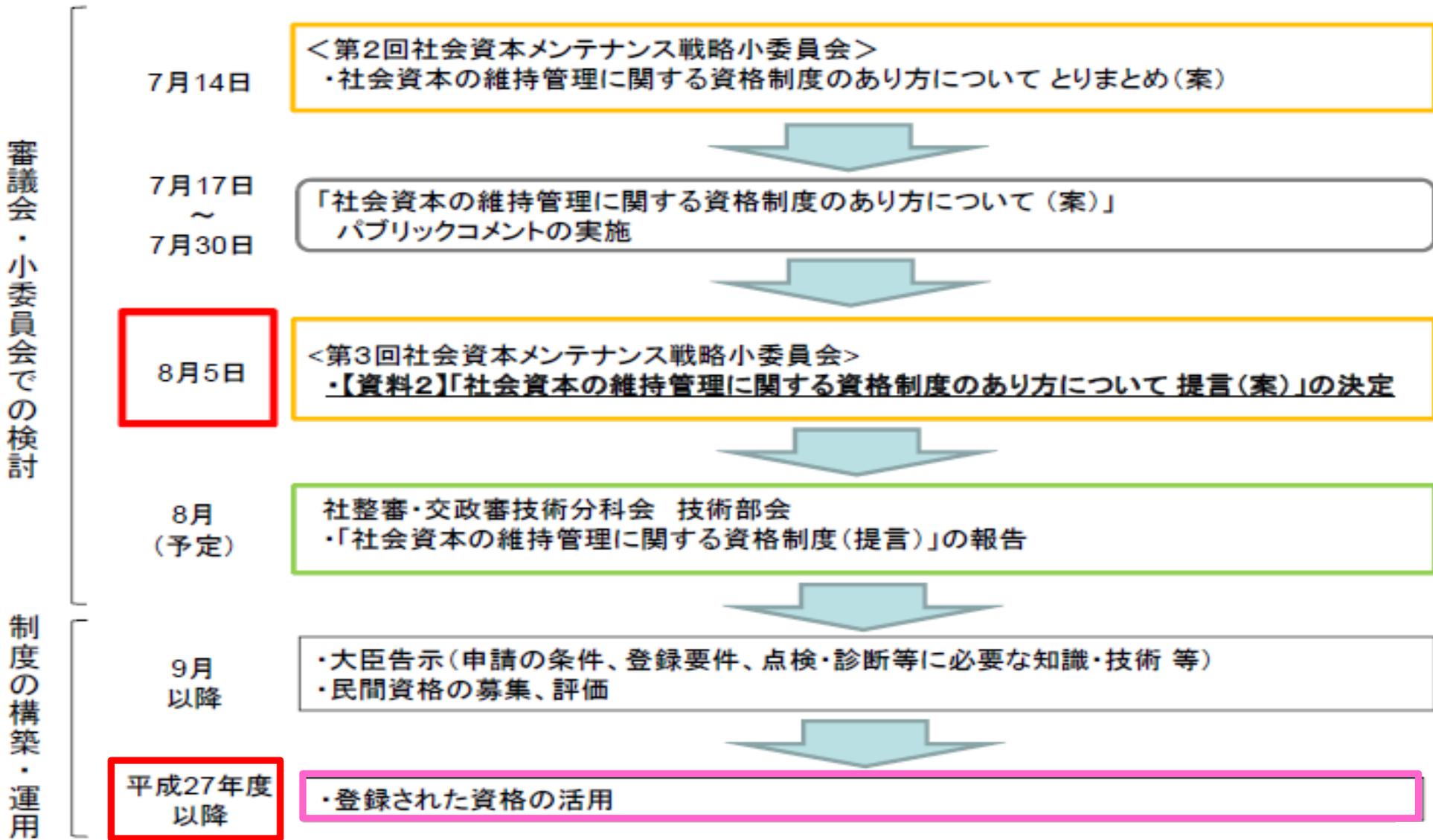
【ハンマーによる打音検査②】



【トンネル内附属物（照明等）の点検②】



資格制度の確立 ④



九州整備局の点検・診断業務における参加資格要件 など

管理技術者要件



業務への参加資格要件(点検員等の資格ではない)

地整	橋梁点検業務			橋梁診断業務		
	要件	資格	実績	要件	資格	実績
九州	資格及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門(建設)、建設部門) ・RCCM ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ・コンクリート診断士 ・土木鋼構造診断士 	・橋梁点検業務	資格及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門、建設部門) ・RCCM ・土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁診断業務 ※「橋梁点検要領(案)」に基づいた複数の橋梁について診断を行ったもの ・橋梁点検業務 ※「橋梁点検要領(案)」に基づいて複数の橋梁について点検を行ったもの

点検員・検査員の要件

地整	橋梁点検業務				橋梁診断業務			
	名称	要件	資格	実績	名称	要件	資格	実績
九州	橋梁点検員	実績のみ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁に関する実務経験 ・橋梁の設計・施工に関する基礎知識 ・橋梁点検に関する技術と実務経験 	橋梁検査員	実績のみ	—	・橋梁技術全般に関する高度な知識と豊富な経験かつ、橋梁保全業務に関する実務経験